

仕様書（リース、レンタル用）

保健福祉局福祉のまちづくり推進室

（担当 小谷・仙田 電話 075-222-3500）

件名	モバイルWi-Fiルーター（リース又はレンタル）
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 商品詳細 以下の要件を満たす「モバイルWi-Fiルーター」とする。</p> <p><データ量> 10GB/月 とする。 ただし、月間の利用量が10GBを超過した場合は、速度を規制したうえで利用できること。</p> <p><対応回線> 4G</p> <p><充電> ACアダプターによる充電（コンセントでの充電）とUSBケーブルによる充電（パソコンへの接続による充電）の両方が可能であること。 ※ 充電用のケーブルについても、用意すること。 ※ USBについては、タイプA又はタイプCに対応していること。</p> <p><通信> 別紙1の利用場所が、通信可能範囲（エリア）内であること。</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">本モバイルWi-Fiルーターは、本市において、別途調達するノートパソコン及びタブレット端末（iPad 又は android 端末）に通信接続し、別紙1の利用場所で市民がマイナポータルサイトに接続するために利用することを予定しているため、本用途で利用できるものであること。各種有料オプションには加入しないこととする。 <p>2 数量 15台</p> <p>3 設定等 全ての機器に初期不良がないことを確認すること。確認したにもかかわらず、本市が使用して初めて不良があることが発覚した場合は、速やかに機器の交換を行うこととし、やむを得ない事情により、交換までに1週間以上かかる場合は、事前に本市と協議し、許可を得ること。</p>

契 約 条 件

- 4 支払方法
支払については、前月分の支払額を翌月 1 日以降に受注者からの請求に基づき、次の月額を請求書受領後 30 日以内に支払うこととする。
ただし、毎月の支払額に小数点以下が発生する場合は、最終の支払に上乗せして支払うこととする。
なお、請求書については、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当宛に送付すること。
- ・ 令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで）
契約額を 12 で除した金額
- 5 納品場所及び納品日
納品については、令和 8 年 4 月 1 日（水）午前 10 時までに京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当へ 15 台全て納品すること。
- 6 契約締結
本契約については、本市において、令和 8 年度予算案可決後（令和 8 年 4 月 1 日）に締結することとする。
なお、令和 8 年度予算において、当該契約に係る歳出予算について、減額又は削除があった場合、契約を見合わせる場合がある。また、この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していたとしても、契約の相手方は、その費用を京都市に請求することはできないこととする。
- 7 期間満了後の物件の取扱い
業者引取り ・ 本市無償譲り受け
- 8 その他
- ・ リース又はレンタル期間中にモバイル W i - f i ルーターが故障等により使用できなくなった場合は、本仕様書の内容を満たす同等品と交換すること。
 - ・ リース又はレンタル期間満了後、モバイル W i - f i ルーターに通信履歴等の記録が残る場合については、京都市情報セキュリティ対策基準に則り、記録媒体からその全てのデータを消去のうえ、データ消去に係る証明書を本市に提出すること。
 - ・ 見積書の宛先は「京都市長」とすること。
 - ・ 見積書には、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先を必ず明記すること。
 - ・ 本契約には、搬入及び返却等の諸経費を含むこととする。
 - ・ 見積書の内容が本仕様書の要件を満たさない場合、提出のあった見積書を無効とする場合がある。
 - ・ 見積書提出期限以降、受注者となる事業者に対してのみ連絡し、賃貸借契約を締結する。